

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県監査委員 五日市 王  
 岩手県監査委員 川村 伸 浩  
 岩手県監査委員 五味 克 仁  
 岩手県監査委員 中野 玲 子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																												
<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 <u>次表左欄</u>の区分に応じ、<u>同表中欄</u>に掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は<u>同表右欄</u>に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 70%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">総括課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査</td> <td style="text-align: center;"><u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査、主査 行政専門員</td> <td style="text-align: center;"><u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、<u>次表左欄</u>の区分に応じ、<u>同表中欄</u>に掲げる職を必要に応じ置くものとし、<u>局付、特命課長、主任、主任主事及び主事</u>にあつては書記を、<u>運転技士</u>にあつては書記以外の者をもって充て、その職務は<u>同表右欄</u>に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 70%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">特命課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	職 務	[略]			課	総括課長	[略]	主任主査	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>	主査、主査 行政専門員	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>	区 分	職	職 務	[略]			課	特命課長	[略]	<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 <u>次の表の左欄</u>の区分に応じ、<u>同表の中欄</u>に掲げる職を置き、書記をもって充て、その職務は、<u>同表の右欄</u>に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 70%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">総括課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、<u>次の表の左欄</u>の区分に応じ、<u>同表の中欄</u>に掲げる職を必要に応じ置くものとし、書記をもって充て、その職務は、<u>同表の右欄</u>に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 70%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">企画指導監</td> <td style="text-align: center;"><u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特命課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門幹</td> <td style="text-align: center;"><u>上司の命を受け、専門的な知識</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	職 務	[略]			課	総括課長	[略]	区 分	職	職 務	[略]			課	企画指導監	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>	特命課長	[略]	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識</u>
区 分	職	職 務																																											
[略]																																													
課	総括課長	[略]																																											
	主任主査	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>																																											
	主査、主査 行政専門員	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>																																											
区 分	職	職 務																																											
[略]																																													
課	特命課長	[略]																																											
区 分	職	職 務																																											
[略]																																													
課	総括課長	[略]																																											
区 分	職	職 務																																											
[略]																																													
課	企画指導監	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>																																											
	特命課長	[略]																																											
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識</u>																																											

	主任、主任 行政専門員	[略]
	主任主事、 主事、行政 専門員	[略]
	運転技士	<u>上司の命を受け、労務に従事する。</u>

3 前2項に規定する職のほか、次表左欄の区分に応じ、同表  
中欄に掲げる職を必要に応じ置くものとし、書記をもって充  
て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

[略]

		<u>又は経験に基づき、職員への助 言及び指導を行い、課の特定事 務を処理するとともに、その事 務を総括整理する。</u>
	<u>主任主査及 び主任主査 行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を 指揮監督し、課の特定事務を処 理するとともに、その事務を総 括整理する。</u>
	<u>主査及び主 査行政専門 員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を 指揮監督し、課の特定事務を処 理する。</u>
	主任及び主 任行政専門 員	[略]
	主任主事、 主事及び行 政専門員	[略]

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、  
同表の中欄に掲げる職を必要に応じ置くものとし、書記をも  
って充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。